

外形的に伝送サービスと類型化できるものの取扱い

平成21年2月27日

受委託放送制度・チャンネルリース制度・電気通信役務利用放送制度の比較

◆ 電気通信設備を他の放送事業者の用に供する受託放送役務、チャンネルリース、電気通信役務利用放送のための電気通信役務は、規律の適用に差異があるが、新たな法体系において、こうした差異をどう整理していくべきか。

| | 受委託放送制度 | チャンネルリース制度 | 電気通信役務利用放送制度 |
|---------------|---|--|----------------------------|
| 設備の提供主体 | 受託放送事業者（2者） | 有線テレビジョン放送施設者（1029者） | 電気通信事業を営む者（電気通信事業者14495者） |
| 設備の提供の相手方 | ①「認定」を受けた委託放送事業者 ②委託国内放送業務等を行う協会 | 有線放送業務を行おうとする者（「届出」のみで参入可※） | 電気通信役務利用放送事業者（「登録」を受けて参入可） |
| 提供主体の外資規制 | ○（1/3） | — | — |
| 事業者間の役務の提供義務 | ・上記①②からの申込みを拒んでは ならない。 ・上記①②以外の者からの申込みを 承諾してはならない。 | ・原則、承諾しなければならない。 | — （事業者間交渉） |
| 役務の規律 | | | |
| 役務の提供条件 | 策定・届出義務 届け出た提供条件以外での提供禁止 | 策定義務 | — （事業者間交渉） |
| 提供条件の変更命令等 | ○ | ○ ・施設の使用条件の変更命令 ・使用条件が基準に適合しない場合 の施設の設置許可の取消し | △ 一般的な業務改善命令 |
| 電気通信設備の接続 | — | — | ○ |
| 電気通信設備の技術基準 | | | |
| 技術基準適合維持義務 | 伝送サービス | — | ○ |
| | 標準方式 | ○ | （○ 電気通信役務利用放送事業者） |
| 管理規程の届出義務 | — | — | ○ |
| 主任技術者選任義務 | — | — | ○ |
| 土地等の使用についての規律 | — | △ | ○ |
| 放送普及基本計画 | 適用 | — | — |

※有線テレビジョン放送施設者の参入は許可制。

- 受委託放送制度
- チャンネルリース制度
- 有線放送電話に関する法律

現行の受委託放送制度について

1 受委託放送制度と電気通信役務利用放送制度

(1) 現行の法体系には、伝送設備とコンテンツを異なる者が担う制度として、次の2つの制度が存在。

- ① 受委託放送制度＝「放送用」の周波数を割り当て、「放送普及基本計画」の対象とし、国が放送の区分、放送対象地域、放送系の数の目標を定め、認定を受けた委託放送事業者のみが受託放送役務の提供を受けることができることとする等、計画的に確保しようとする放送に係る制度。
- ② 電気通信役務利用放送制度＝「電気通信業務用」の周波数又は有線のネットワークを用い、「放送普及基本計画」の対象とはされない等、市場原理に委ね、必ずしも計画的に確保する必要のない放送に係る制度。

2 受委託放送制度に関する現行の規律

委託放送事業者の番組編集の自由の確保、不当に高い料金の設定による委託放送の機会の制約の防止、認定を受けた委託放送の確保等の観点から、放送法第52条の9から第52条の11までの規定において、受託放送役務については次の規律が課されている。

- ① 委託放送事業者のみに対する役務提供義務。
- ② 役務の提供条件の総務大臣への届出。
- ③ 役務の提供条件が不当な差別的取扱いをするものである場合等の総務大臣による変更命令。

受託放送役務は、「委託放送事業者等の委託によりその放送番組を放送する役務」（放送法第52条の10第1項）であり、外形的には電気通信役務に該当するが、放送関連の役務として委託放送役務と合わせて放送法の規律を受けることが適当として、電気通信事業法の適用除外とされているところ。（電気通信事業法第2条第4号）

受委託放送制度に準じた制度について

◆ 現行の受委託放送制度のように、伝送サービス規律(電気通信事業法)を超える規律の必要性があるか。

● 現行の受委託放送制度のような、一般の伝送サービス規律を超えて課されている規律は、次の理由から、引き続き課す必要があるのではないか。

① 委託放送事業者(認定を受けた特定の放送事業者)のみに対して役務を提供する義務

→ これを廃止すると、

- ・ (受託放送事業者の)意に沿わない放送の委託の申込みの拒否や個々の放送番組の送信の拒否を行うことにより、認定を受けた委託放送事業者の放送番組編集の自由が侵されるおそれ
- ・ 受託放送事業者(放送用の無線局の免許を受けた者(放送の施設の部分を提供する者))が、伝送するコンテンツを選択できることとなり、認定を受けた委託放送の確保を図ることができないおそれがあるのではないか。

② 役務の提供条件の総務大臣への届出と総務大臣による変更命令

→ これを廃止すると、

- ・ 受託放送事業者の役務の料金が、特定の委託放送事業者に対し、不当な差別的取扱いをするものとなるおそれ
- ・ 受託放送事業者の役務の提供に関する契約の締結・解除、役務の提供の停止、責任に関する事項が適正かつ明確に定められないおそれ
- ・ 受託放送事業者が委託放送事業者に不当な義務を課すおそれがあるのではないか。

◆ こうした付加的な規律を課す場合、コンテンツ規律、伝送サービス規律、伝送設備規律のいずれに位置付けるべきか。

- 受委託放送制度
- チャンネルリース制度
- 有線放送電話に関する法律

いわゆる「チャンネルリース制度」について

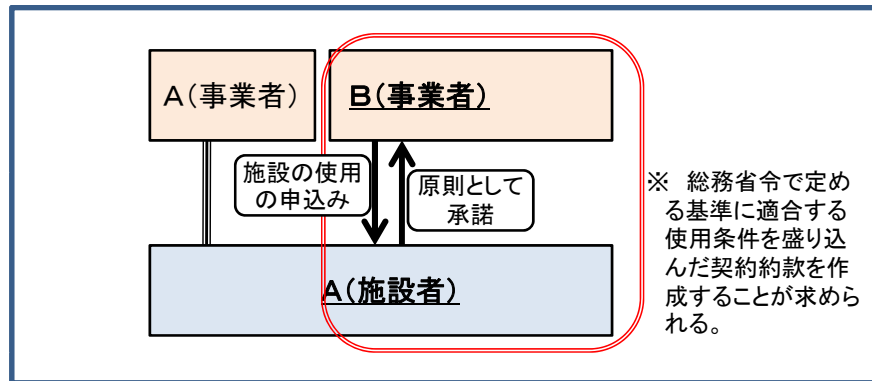
1 概要

- 有線テレビジョン放送施設者は、有線放送の業務を行なおうとする者から有線テレビジョン放送施設の使用の申込みを受けたときは、総務省令で定める場合を除き、これを承諾しなければならない。(有線テレビジョン放送法第9条)

<制度趣旨>

有線テレビジョン放送施設は、文化的日常生活にとってきわめて有用なものであるが、有線テレビジョン放送施設そのものは地域的独占の傾向の強いものであり、その結果許可を受けた施設者が、施設の独占を通じて、有線テレビジョン放送市場を歪めるなどの弊害を防止しようとするのがこの規律の趣旨。

- 上記の「有線テレビジョン放送施設の使用の承諾に係る事業」は「電気通信事業」の定義から除外されている。(電気通信事業法第2条第4号)



- 有線テレビジョン放送施設の使用料その他の使用条件について、次の基準に適合する内容の契約約款を定めることが求められている。(有線テレビジョン放送法第10条)

<使用条件に求められる基準(有線テレビジョン放送法施行規則第13条)>

- ①使用料その他の料金が施設の能率的な運用の下における原価に照らし妥当なものであること
- ②契約の締結や解除、施設の使用の停止条件が適正であること
- ③施設の維持・管理に関する責任の範囲が適正かつ明確であること
- ④引込線の設置の申込を適正な条件で承諾するものであること
- ⑤特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと 等

- 有線テレビジョン放送施設者(平成20年3月末現在1029者)中、実際に施設を提供しているのは59者。うち電気通信事業の登録・届出をしている者は27者。
- チャンネルリースの契約件数は、97件。(有線テレビジョン放送施設者以外については、平成20年9月末現在)

2 論点

- ・チャンネルリースは、外形的には電気通信役務の提供と同様のものであるため、有線役務利用放送と同様に、事業者間の交渉に委ね、事後的な改善命令等の措置によっても受信者利益を確保できるとは考えられないか。
- ・他方、現行のチャンネルリース制度は、地上放送の再送信等を行うメディアとして一定の公共的役割を担っている有テレ事業者のみを対象として義務を課しており、一般の利用者を対象とする設備の提供と区別することなく整理してよいものか。
- ・地方自治体が地域行政チャンネルに用いるために有テレ施設者から施設の提供を受ける場合が多いが、本制度を廃止した場合、使用料の上昇等の影響等の懸念はないか。

- 受委託放送制度
- チャンネルリース制度
- 有線放送電話に関する法律

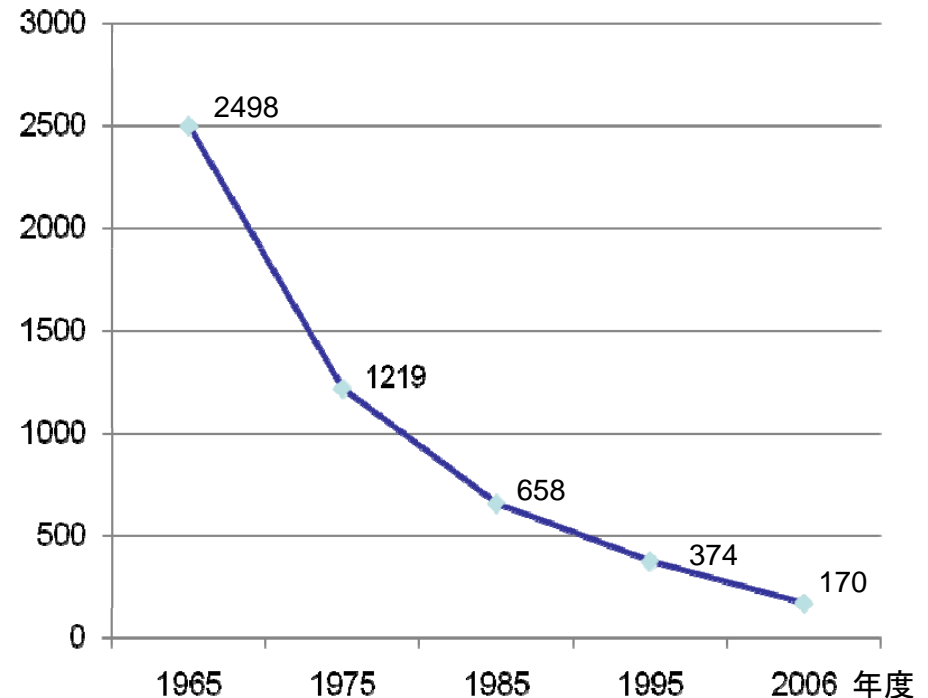
有線放送電話に関する法律の概要

- 有線放送電話業務の適正な運営を図ることによって、有線電気通信に関する秩序の確立に資することを目的として、昭和32年に制定、同年8月から施行されたもの。
- 有線放送電話役務(有線ラジオ放送用の有線電気通信設備を用いて他人の通信を媒介しその他当該有線電気通信設備を他人の通信の用に供すること)を提供する業務を行う場合、総務大臣の許可を必要とし、許可を受けた業務区域(一の市町村及びその隣接市町村内に限る。)において、その役務の提供を認めるもの。
- 有線放送電話業者は、その業務の用に供する有線電気通信設備について、他の有線放送電話業者の設備と相互接続する場合には許可が必要であり、電気通信事業者の電気通信回線設備と接続する場合には事前届出が必要である。

有線放送電話に関する法律の主な業務規律

- 業務を行う場合には、総務大臣の許可*1
 - ※1 許可の基準
 - 1) 住民が社会的経済的に相互に比較的緊密な関係を有している地域(一の市町村及びその隣接市町村内に限る。)を業務区域とすること
 - 2) 経理的基礎があること
 - 3) 業務の用に供する設備に専ら通話の用に供するための線路がないこと
 - 4) 業務を行うことが公益上必要であり適切であること
- 他の有線放送電話業者等との相互接続に関する許可制
- 電気通信事業者の電気通信回線設備との接続に関する事前届出制
- 契約約款の届出義務
- 定期報告義務(事業年度ごとの利用状況、収支状況)

有線放送電話施設数の推移



有線放送電話に対する規律について

◆ 有線放送電話について、電気通信事業法の適用対象としつつも、既存の有線放送電話業者の業務運営への影響を回避する必要があるのではないか。

- 既存の有線放送電話のネットワークは、基本的に閉域網であり、有線放送電話を提供している事業者のほとんどが零細事業者や自治体であることを勘案すべきではないか。
- 職員数も少ないし、新たな設備投資も困難なので、事務が煩雑になったり、経営を圧迫するような過度な費用負担が生じないようにすべきではないか。

⇒ 一定の経過措置・特例措置等を検討すべきではないか。